

資料3-2

平成28年度

決 算 報 告 書

自 平成28年 4月 1日

至 平成29年 3月31日

公立大学法人熊本県立大学

平成28年度 決算報告書

公立大学法人熊本県立大学

(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	1,024,110	1,001,742	△ 22,368	(注1)
自己収入	1,497,718	1,488,483	△ 9,235	
授業料収入	1,068,296	1,093,543	25,247	(注2)
入学金収入	133,069	136,121	3,052	
検定料収入	37,422	39,895	2,473	
受託研究等収入	50,956	32,154	△ 18,802	(注3)
寄附金収入	13,955	17,072	3,117	
補助金等	153,207	113,824	△ 39,383	(注4)
財産処分収入	0	0	0	
雑収入	40,813	55,874	15,061	(注5)
長期借入金	0	0	0	
短期借入金	0	0	0	
貸付金回収	0	0	0	
承継剰余金	0	0	0	
目的積立金取崩	48,000	9,185	△ 38,815	(注6)
計	2,569,828	2,499,410	△ 70,418	
支出				
教育研究経費	1,903,306	1,802,496	△ 100,810	(注7)
一般管理費	615,566	583,126	△ 32,440	(注8)
受託研究費等	50,956	31,380	△ 19,576	(注9)
計	2,569,828	2,417,002	△ 152,826	
収入 - 支出	0	82,408	82,408	

※ 決算額及び差額は、それぞれの欄の金額を個別に円単位まで算出し、その結果を千円未満の単位で四捨五入して表示していますので、合計金額と一致しない場合があります。

○ 予算と決算の差異について

- (注1) 運営費交付金収入については、熊本地震による授業料等減免の実績減により、予算額に比較して受入額が下回ったため、決算額が22,368千円少額となっております。
- (注2) 授業料収入については、(注1)に示した理由により、予算額に比較して受入額が上回ったため、決算額が25,247千円多額となっております。
- (注3) 受託研究等収入については、予算額に比較して受託事業等の受入額が下回ったため、決算額が18,802千円少額となっております。
- (注4) 補助金収入については、熊本地震による災害復旧補助金の執行額による精算等により、予算額に比較して受入額が下回ったため、決算額が39,383千円少額となっております。
- (注5) 雜収入については、科学研究費間接経費等、予定していた受入額を上回ったため、予算額に比して決算額が15,061千円多額となっております。
- (注6) 目的積立金取崩収入については、予算額に比して取崩額が下回ったため、決算額が38,815千円少額となっております。
- (注7) 教育研究経費については、各種節減等により予算積算上の計画額と実際の執行額に差が生じ、予算額に比して決算額が100,810千円少額となっております。
- (注8) 一般管理費については、(注7)に示した理由により、予算額に比して決算額が32,440千円少額となっております。
- (注9) 受託研究費等については、(注3)に示した理由により、予算額に比して決算額が19,576千円少額となっております。

独立監査人の監査報告書

平成 29 年 6 月 9 日

公立大学法人 熊本県立大学

理 事 長 五百頭 真 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

佐藤 宏文

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

金子 一昭

<財務諸表監査>

当監査法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する公立大学法人の長の責任

公立大学法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために公立大学法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、公立大学法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに公立大学法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計の基準に準拠して、公立大学法人熊本県立大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見>

当監査法人は、法第35条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度の利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する公立大学法人の長の責任

公立大学法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

法が要求する利益の処分に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、公立大学法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

<事業報告書に対する報告>

当監査法人は、法第35条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が公立大学法人熊本県立大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成29年6月12日

公立大学法人熊本県立大学
理事長 五百旗頭 真様

公立大学法人熊本県立大学

監事

清水谷洋樹



監事

河喜多弘典



私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの平成28事業年度の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）、事業報告書及び決算報告書について監査を実施しました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

理事会に出席するなどして重要な関係書類等を閲覧し、また、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部局等の責任者から業務執行の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。

さらに、会計監査人から監査に関する報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、一般に公正妥当と認められる地方独立行政法人の会計基準に準拠して作成されており、財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 事業報告書は、業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (7) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

以上